

自転車ADRセンターの設置について

「自転車事故」が専門のADR機関を平成25年2月26日より開設いたします

1. 自転車ADRセンターとは

近年、移動手段として自転車への注目が高まるのに伴い、自転車利用者のマナー問題、交通規則との関わり等にも大きな関心が寄せられております。交通事故件数は全体的に減少傾向にあるなかでも、歩行者と自転車の事故は増加傾向にあります。自転車事故への対応では、自転車保険制度や賠償システムの整備が十分ではないことから、事故にあった場合、泣き寝入り、あるいは事故対応に多大な労力を費やさなければならない状況にあります。

自転車を活用した豊かな社会生活の実現を目指すためには、自転車事故への適切な対応は大変重要であると考えております。そこで、当会では、自転車事故に関する紛争を解決、予防すること、また、自転車に関する法制度の整備・発展に寄与することの2点を目的に掲げ、自転車ADRセンターを設置いたしました。

ADR(Alternative Dispute Resolution)とは、裁判外紛争解決手続きのことであり、現在、様々な分野の民間機関が、訴訟手続きによらず調停や仲裁により紛争解決を行っております。この度、自転車ADRセンターは平成25年2月21日に法務大臣の認証を受け、自転車事故の紛争解決を専門に取り扱うADR機関として、同年2月26日より業務を開始いたします。

2. 対象とする紛争の範囲

自転車ADRセンターは、自転車ADRセンター調停手続規則に基づき、以下の3つの事故を対象といたします。

- (1) 自転車と歩行者との間の事故
- (2) 自転車と自転車との間の事故
- (3) 自転車による器物の損壊。

なお、自転車の構造上の欠陥を理由とする自転車製造業者または販売業者に対する損害賠償責任に関する紛争については取り扱いません。

3. 相談業務等概要

受付業務: 毎週月曜日・木曜日 午前10:00～午後4:00 (祝日、年末年始を除く)

* 2月26日(火)は臨時に業務を行います。2月28日(木)から通常業務体制となります。

調停実施場所: 一般財団法人日本自転車普及協会内 自転車ADRセンター

住所: 東京都港区赤坂1丁目9番3号 日本自転車会館3号館11F

電話: 03-3583-2633

4.説明会の開催 について

自転車 ADR センターが行う業務の詳細について、説明会を開催いたします。

日 時:平成 25 年 3 月 1 日 16:30~17:30

場 所:一般財団法人日本自転車普及協会内会議室(11F)

* 参加をご希望される方は事前に下記の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

5.その他、自転車ADRセンターの詳細について

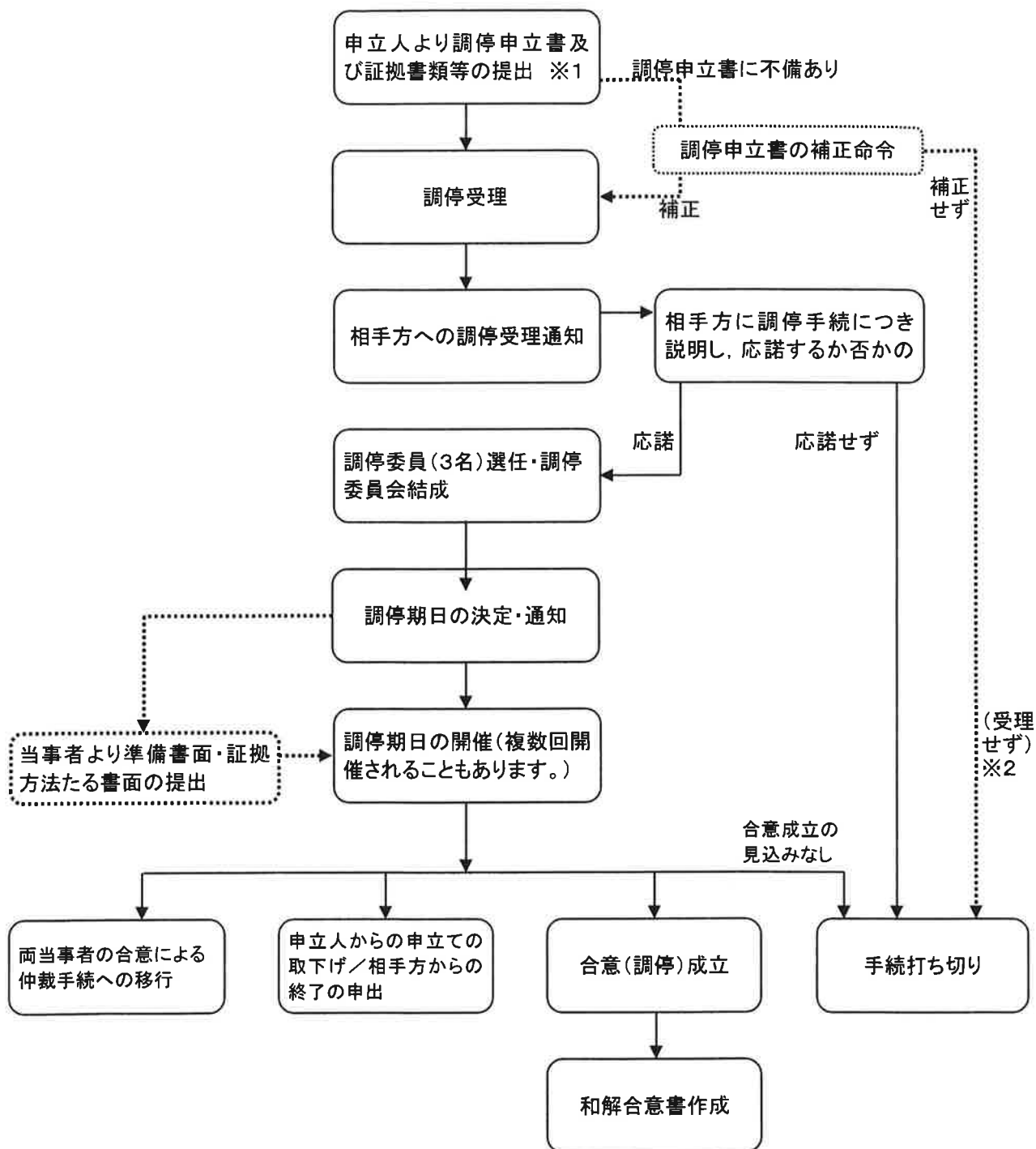
自転車 ADR センターの詳細については、「自転車 ADR センターのしおり」をご参照ください。

http://www.bpaj.or.jp/report/adr_shiori.pdf

<問い合わせ先>

一般財団法人日本自転車普及協会内 自転車 ADR センター 担当:山本、富田
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-3 Tel: 03-3585-7578 Fax: 03-3586-9782

調停手続の流れ



※1 調停申立書の書式は、本センターで用意しています。また、調停申立書の作成方法については、利用相談員が助言します。

※2 調停申立書の補正命令に申立人が従わない場合の他に、申立て手数料が納付されないときや、申立ての目的が不当であるときにも、申立てが受理されないことがあります。